

第28節 災害義援金・義援物資の受入計画

第1項 計画の主旨

罹災設備その他に対する義援金品等の受入れ、保管輸送及び配分は、本計画による。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、産業物資対策部）

1 実施機関

災害義援金品等の受入れ、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行う。

2 受入れ

市内に大規模地震災害が発生した場合、市は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県本部に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

3 義援物資の集積

実施機関は災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、義援物資の集積場所を指定するなど、集積方法を定め物資を集積、引継ぐ。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、本部において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管する。

5 配分、輸送

被災地域の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送する。

なお、災害義援金については、県に設置される三重県災害義援金配分委員会の決定に基づき各市町へ配分されるため、速やかに市独自の災害義援金配分委員会を設置し、市が独自に募集する義援金と併せ対象となる被災世帯に対し配分する。

6 費用

義援金品等の受入れ及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第3項 市民が実施する対策

市民は、可能な範囲で災害義援金・義援物資による被災地及び被災者支援に協力するよう努める。

第29節 救助活動に関する計画

第1項 計画の主旨

大規模地震災害が発生した場合には、家屋、事業所等が倒壊し、多数の居住者、従業員等が建物等構造物の下敷きになることが予測され、救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たり各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携が必要とされる。

また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

1 救助活動

- (1) 被災者の救出は、本部において迅速に実施するのを原則とする。ただし市の機能では十分な救出活動が行えないときは、県、警察及び隣接市と緊密な連絡をとり、万全を期する。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする要救護者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して、適宜応援する。
- (3) 医療機関その他の関係機関が活動するまでの間、被災地に仮救護所を設置し、傷病者に対し応急処置を~~行う~~実施する。

2 応援要請

市の救助力が不足すると判断した場合には、知事に対して隣接市町、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の応援を求める。

- (1) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (2) 近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び協定書に記載のある応援隊県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。
- (3) 傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、本市の消防力及び県内消防相互応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の受援出動を要請する。なお、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

3 資材の調達等

市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、

効率的な救助活動を行う。

4 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開，宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

5 惨事ストレス対策

救助活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 防災関係機関が実施する対策

1 警察

警察は，市から救助活動の応援要請があった場合，又は，警察自身が必要と判断した場合には，速やかに救助活動等を実施する。

2 自衛隊

自衛隊は，知事の災害派遣要請に基づき，救助活動等を実施する。

3 海上保安部

海上保安部は，災害等により発生した海難救助等を行う。

4 資材の調達等

救助活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行する。

第4項 市民や地域が実施する対策

大規模地震災害が発生した場合には，被害が広域において同時多発し，輸送路も麻痺しやすいことから，自衛隊，海上保安部，警察及び消防機関等の救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなるため，被災地の地域住民や自主防災組織，消防団等は，救助機関が到着するまでの間，可能な限りの初期救助活動と応急手当の実施に努め，救出した被災者を至近の医療機関等まで搬送する。

第30節 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応計画

第1項 計画の主旨

令和元年5月31日付けで国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正されたことに伴い、気象庁では、南海トラフ地震の震源域において異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表する「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始している。

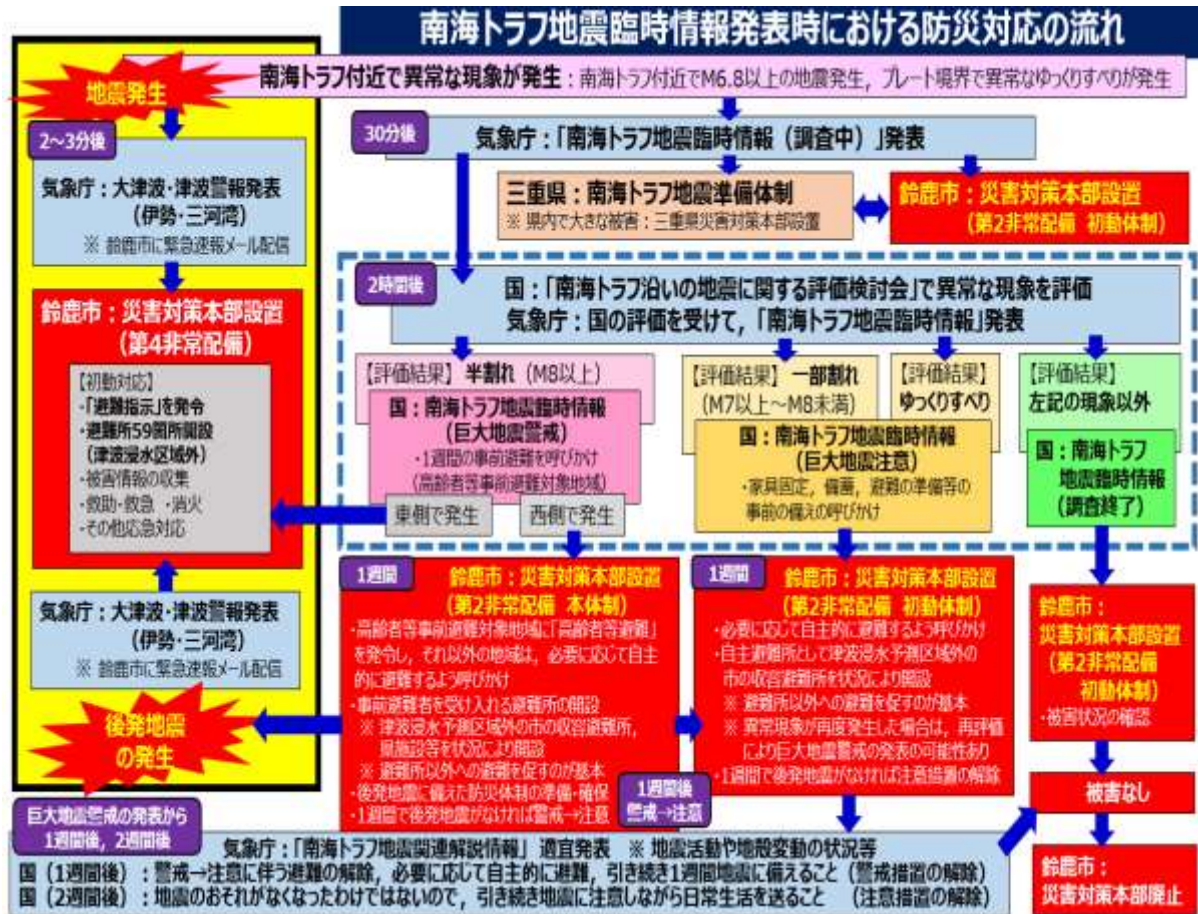
南海トラフ地震臨時情報	状況
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・ 想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合（半割れ）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・ 想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く）（一部割れ） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべり）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、県防災計画及び市防災計画において、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の新たな防災対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応等を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を定めた国（内閣府）の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）が令和元年5月31日に公表された。

これに伴い、三重県では、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、「南海トラフ地震準備体制」に移行されることとなったため、本市においても当該情報の対応を行う。

第3章 災害応急対策計画

南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の流れ



評価の結果	プレート境界のM8以上の地震（半割れ）	M7以上～M8未満の地震（一部割れ）	ゆっくりすべり
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	
	日頃からの地震への備えの再確認等		
	・地震発生後の避難では間に合わないおそれのある津波浸水予測区域内の災害時要援護者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	・必要に応じて自主的に避難	
1週間	巨大地震注意対応		
	・日頃からの地震への備えの再確認等 ・必要に応じて自主的に避難		
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			

第2項 市等が実施する対策

1 災害対策本部の設置（危機管理班）

気象庁が、「南海トラフ地震臨時情報」を次のとおり発表した場合、鈴鹿市災害対策本部を設置する。

- (1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。

（配備体制：第2非常配備 初動体制）

~~-(2)-~~ (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。

（配備体制：第2非常配備 本体制）

~~-(2)-~~ (3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。

（配備体制：第2非常配備 初動体制）

2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応

- (1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班，総務管理部）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し，情報の収集及び共有を行う。

- (2) 市民や事業所等への広報（総務管理部）

南海トラフ沿いの地震が発生した場合，本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ，次の事項について，防災スピーカー，ケーブルテレビ，コミュニティFM，電子メール，SNS，市ホームページなど多様な広報手段により呼びかける。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の内容

イ 日常生活を続けながら，家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄，避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

ウ 交通，ライフライン，生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

- (3) 市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設，設備について，安全点検を行うほか，閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は，地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

- (4) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部）

市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い，大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。

~~4-2~~ 4-3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

- (1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班，総務管理部）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し，情報の収集及び共有を行う。

- (2) 市民や事業所等への広報（危機管理班，総務管理部）

南海トラフ沿いの地震が発生した場合，本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ，次の事項について，防災スピーカー，ケーブルテレビ

第3章 災害応急対策計画

ビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ホームページなど多様な広報手段により呼びかける。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容

イ 津波からの避難が間に合わないおそれのある地域に対し事前避難を行うこと

ウ イ以外の地域については、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

エ イ以外の地域については、必要に応じて自主的に避難を行うこと

オ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

(3) 市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設、設備について、安全点検を行うほか、閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は、地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

(4) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部）

市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。

(5) 消防機関等の対応（危機管理班、消防対策部）

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、消防機関及び水防団が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集と伝達

イ 津波からの避難が間に合わないおそれのある地域の避難誘導

ウ 津波及び浸水に対し、安全に配慮しながら、「鈴鹿市水防計画」等に準じて行う水防活動についての必要な措置

5.4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時における事前避難の考え方

(1) 事前避難の対象

国のガイドラインでは、南海トラフの想定震源域内の西側の領域（九州～和歌山県）で大規模地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を東側（三重県～静岡県）に発表した場合、後発地震により津波からの避難が間に合わないおそれのある地域（事前避難対象地域）の住民に対し、1週間の事前避難を呼びかけるなどの防災対応を行うことを基本としている。

事前避難対象地域は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において、全ての住民が1週間の避難行動をとるべき地域であるとして避難勧告等を発令する住民事前避難対象地域（陸上において津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域）と、津波からの避難が間に合わないおそれのある高齢者等の災害時要援護者が1週間の避難行動をとるべき地域であるとして避難準

第3章 災害応急対策計画

~~備・高齢者等避難開始を発令する~~高齢者等事前対象地域を合わせた地域としており、国のガイドラインでは、市町村があらかじめ定めることとしている。

三重県が平成25年度に発表した三重県地震被害想定調査結果によると、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市の津波第一波（津波浸水深30cm）到達時間は、白子漁港で約67分、千代崎港で約69分、鈴鹿漁港で約70分と想定されていることから、住民事前避難対象地域は該当しないが、国のガイドラインに示された、歩行困難、身体障がい者、乳幼児、重病人等の避難の移動速度0.5m/秒に基づき、後発地震による津波第一波の到達までに、高齢者等の災害時要援護者が、津波浸水予測区域外へ徒歩で避難することが困難な距離（1,500m以上）にある地域（町・丁目単位とする。）を、高齢者等事前避難対象地域とする。

地区名	高齢者等事前避難対象地域（町・丁目）
一ノ宮地区	長太新町二丁目
白子地区	白子本町，白子一丁目・二丁目
栄地区	東磯山一丁目～四丁目，磯山一丁目～三丁目

本市では、南海トラフ地震発生時において、震度6強の揺れが想定されるため、家屋の損傷や家具の転倒、ブロック塀の倒壊等の被害等による津波からの逃げ遅れや土砂災害等を想定し、必要に応じて自主的に避難を行うよう市民に呼びかけるとともに、高齢者等事前避難対象地域に対しては、「鈴鹿市避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、~~避難情報・高齢者等避難開始~~高齢者等避難を発令し、特に事前避難を呼びかける。

~~なお、高齢者等事前避難対象地域の町・丁目名及び開設する避難所等については、鈴鹿市避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定める。~~

(2) 事前避難に伴う避難所開設（総務管理部，避難所対策部，福祉医療対策部）

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合、国のガイドラインでは、住民一人一人が日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認や、知人・親類宅等への事前避難など、個々の状況に応じた防災対応を自ら行うことを基本としているが、一方で、事前避難を行う市民のうち、知人・親類宅等への避難が困難な場合を想定し、~~避難所を開設する必要がある。~~南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から巨大地震警戒対応期間及び巨大地震注意対応期間の終了までの2週間、市立武道館、小学校7施設（一ノ宮、箕田、玉垣、旭が丘、稲生、天名、郡山）、中学校4施設（神戸、千代崎、白子、天栄）、公民館19施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）の避難所を開設する。

~~1週間の事前避難の期間は、鈴鹿市災害対策本部の設置とともに通常業務を平行して行うことが想定されるため、収容人員が多い収容避難所を開設することで、開~~

第3章 災害応急対策計画

~~設する施設数を抑えつつ、効率的に避難所派遣職員を配置するなど、可能な限り通常業務への支障を出さないよう努める。~~

また、滞留旅客等の保護や帰宅支援等の対応、車中泊避難者に対する避難場所の確保、避難所での生活が困難な障がい者や要介護認定者等の避難先として、福祉避難所やデイサービス、ショートステイ等の介護事業施設等を活用するなどについて検討する。

避難所の開設及び運営については、地震・津波対策編第3章第11節を準用する。

~~3-5~~ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応

(1) 情報収集・連絡体制の確保（危機管理班、総務管理部）

県及び関係機関等との連絡体制を確保し、情報の収集及び共有を行う。

(2) 市民や事業所等への広報（総務管理部）

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本市に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることを踏まえ、次の事項について、防災スピーカー、ケーブルテレビ、コミュニティFM、電子メール、SNS、市ホームページなど多様な広報手段により呼びかける。

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容

イ 日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄、避難場所や企業BCP等の地震の備えの再確認

ウ 必要に応じて自主的に避難を行うこと

エ 交通、ライフライン、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項

(3) 市が管理又は運営する施設の点検及び利用者への呼びかけ（各担当部）

市民が利用する施設や収容避難所等の防災上重要な施設、設備について、安全点検を行うほか、閉館及び休校等の検討を行う。

利用者がいる場合は、地震発生の可能性や身の安全を確保する旨を呼びかける。

(4) 避難所の開設（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から巨大地震注意対応期間の終了までの1週間、自主避難者を受け入れるために、市立武道館、公民館19施設（国府、庄野、加佐登、牧田、石薬師、稲生、飯野、河曲、箕田、玉垣、天名、合川、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内、神戸）の避難所を開設する。

避難所の開設及び運営については、地震・津波対策編第3章第11節を準用する。

~~(4)~~ (5) 大規模地震発生後の災害応急対策への備え（各担当部）

市防災計画や要領等について事前に必要な確認を行い、大規模地震が発生した際も円滑に災害応急対応ができるよう備える。

6 災害対策本部の廃止（危機管理班）

次の場合に鈴鹿市災害対策本部を廃止する。

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表され、市内で被害が確認されなか

ったとき。

- (2)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置，「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意措置のいずれも解除され，市内で被害が確認されなかったとき。

第3項 防災関係機関が実施する対策

南海トラフ地震臨時情報発表時の対策については，次に掲げるもののほか，国のガイドラインを参考に防災関係機関において検討を行う。

1 ライフライン事業者

後発地震に備えて，必要なライフラインの供給体制を確保する。

2 鉄道事業者及びバス事業者

- (1)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合は，安全性に留意しつつ，運行に必要な対応を行い，走行路線に津波の発生により危険が高いと予想される区間がある場合は，津波への対応に必要な体制をとる。
- (2)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から，臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について，あらかじめ情報提供を行う。
- (3)滞留旅客等に対し，「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表を周知するための計画を策定する。

第4項 市民や事業所等が実施する対策

- (1)市民は，防災スピーカー，ケーブルテレビ，コミュニティFM，電子メール，SNS，市ホームページなど複数の方法により，多重的かつ積極的に「南海トラフ地震臨時情報」や市等から発表される防災情報を入手するよう努め，事前警戒を心掛ける。
- (2)事業所等は，「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて，あらかじめ事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策を検討する。
- (3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時において，市民や事業所等は，日常生活を続けながら，家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食料等の備蓄，企業BCP等の地震の備えの再確認を行うことや，必要に応じて，自主的に避難を行うことなど，個々の状況に応じた防災対応を取るよう努める。
- (4)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時において，高齢者等事前避難対象地域における高齢者等の災害時要援護者は，市からの避難の呼びかけに基づき，知人・親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を行い，それ以外の市民は，必要に応じて自主的に避難を行うことや，日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとるよう努める。

また，事業所等については，企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止

第 3 章 災害応急対策計画

の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき、適切な対応をとるよう努める。

第31節 財政金融計画

第1項 計画の主旨

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及び各関係機関等がそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担するが、これにより市財政に混乱を生じさせるおそれがある場合は、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2項 市等が実施する対策（総務管理部、国、県）

1 費用の負担者

（1）災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 ~~第36条~~ 第21条

イ 水防法 第44条

~~ウ~~ 基本法 第94条、第95条

~~エ~~ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

（2）応援に要した費用

他の地方公共団体等の応援を受けた場合、市は当該応援に要した費用を負担する。
ただし、当該費用を支弁するいとまがない場合は、一時繰替え支弁を求める。

（3）知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

（1）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

（2）非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助

する。なお、補助率については、応急措置内容等によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

3 起債の特例

災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とする。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第4章 災害復旧・復興計画

地震等自然災害の予防計画に基づき諸施策を実行し、~~これら~~災害の発生を未然に防止することは市防災計画上絶えず努力を傾注していかなければならない事項である。

しかし、大規模地震は、一時としてその時点における人智を上回る破壊力をもち、人的、物的な被害を与えることを想定しなければならない。

その際、市の総力を結集し、速やかに被災者の救援、救護に取組~~み~~、また同時に二次、三次災害の関連発生を防止するための災害応急対策を講じる必要がある。災害の広がり収まり、住民等の日常生活に平穏さが回復した後は、被災した公共施設について原形復旧を実施し、被害の状況を十分検討して、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第1節 復興体制の構築と方針の策定

第1項 計画の主旨

特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「市震災復興本部(仮称)」を設置し、復興事業を推進する。

第2項 市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 市震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画(仮称)」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部(仮称)」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、大規模災害からの復興に関する法律に基づく「市復興計画(仮称)」を速やかに策定~~す~~するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための「市事前~~都市~~復興計画(仮称)」を策定するよう検討する。~~その~~策定の際には、次の事項に留意する。

ア 市民意向の尊重

第4章 災害復旧・復興計画

市が主体となり県と連携して、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

イ 女性及び災害時要援護者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等災害時要援護者についても、参画を促進するよう努める。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1項 計画の主旨

公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。また、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、できるだけ早く当該事業の推進を図るよう配慮する。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

市長は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を正確に把握し、「市復興計画（仮称）」との整合を図りながら策定する。

- （1）公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第98号））
- （2）農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））
- （3）都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- （4）水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））
- （5）社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））
- （6）公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））
- （7）公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））
- （8）公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））
- （9）その他災害復旧事業計画公共土木施設

第3節 中小企業振興計画

市（産業物資対策部）は、市内の商工業者が、地震災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、融資に関する援助指導に協力し、ひいては、市経済活動の回復を図る。

第4節 農林漁業経営安定計画

1 (株)日本政策金融公庫資金（産業物資対策部）

被災農家、林家、漁家の経営の回復のため、農林漁業セーフティネット資金等の融資制度を利用するよう指導、助言するものとし、市域における農林漁業の生産力の維持増進に努める。

2 天災融資法による災害経営資金（産業物資対策部）

地震~~災害~~により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が金融機関等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保計画

第1項 計画の主旨

大規模地震の発生は、多数の死傷者を生じることにとどまらず、家屋の倒壊、焼失などによる住家喪失、環境破壊などをもたらし、多くの住民等を混乱状態におとし入れることとなる。

災害を受けた地域の民生活動を安定させるため、被災者情報を収集し、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（福祉医療対策部）

（1）被害認定調査の実施

住家の被災状況を把握するため、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いて、関係部署と連携し、住家の被害認定調査を実施する。

また、津波等による被害により、現地調査が行えない場合や、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等は、航空写真等を用いて調査を実施する。

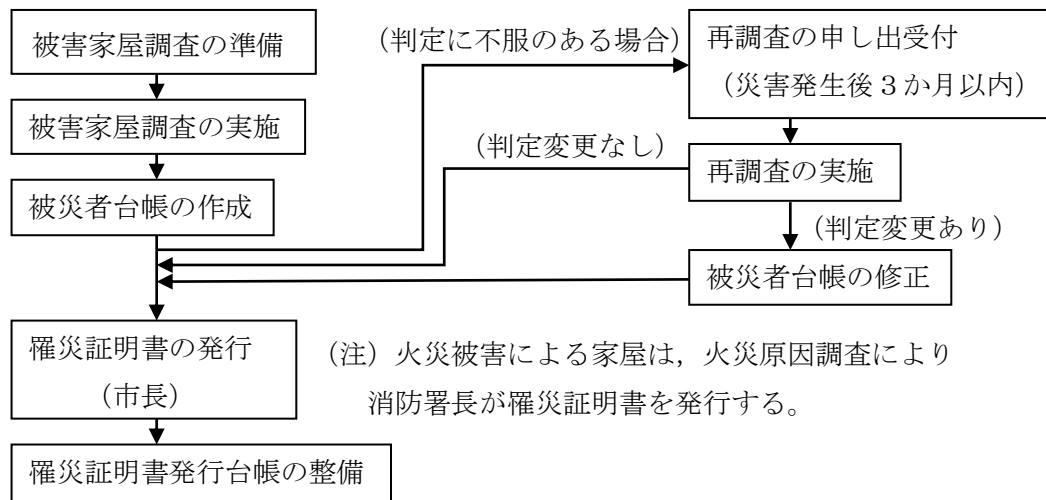
資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における地図製品等の供給等に関する協定、災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定）

（2）被災者~~台帳整備に向けた検討~~支援システムの活用

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理~~した~~することができる被災者~~台帳支援システムを整備する~~~~ための検討を行うよう努める~~活用する。

（3）罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定・罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。



2 災害弔慰金、災害援護資金（福祉医療対策部、総務管理部）

地震等自然災害により死亡し、障がいのある状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、市は次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

ア その者が主として生計を維持していた場合	500万円
イ その他の場合	250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250万円

イ その他の場合

125万円

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

（貸付利率は年1.5%。ただし、保証人を立てる場合又は据置期間中は無利子）

3 生業資金等の貸付（福祉医療対策部）

(1) 救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は本計画による。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

（ア）小資本で生業を営んでいた者であること。

（イ）蓄積資金を有しないこと。

(ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

(エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力がある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、市の全壊（焼）又は流出世帯数の25／100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受ける。

ウ 貸付限度額	生業費	30,000円
	就職支度費	15,000円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、低所得世帯に対し貸し付ける資金の種類は、総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金に、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金に、高齢者世帯に貸し付ける資金の種類は、福祉資金及び不動産担保型生活資金に限る。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（市社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員または市社会福祉協議会を經由して、三重県社会福祉協議会長へ提出する。

ウ 貸付金の種類

(ア) 災害援護資金

(イ) 総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

(ウ) 福祉資金（療養費・介護等費・福祉費・福祉費（住宅）・福祉用具購入費・障がい者自動車購入費・生業費・技能習得費・緊急小口資金）

(エ) 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

(オ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要援護世帯向け不動産担保型生活資金）

(注) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金の貸付対象とすることができる。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を区別する。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市に備付）に関係書類を添付して、市を経由して県に提出する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（㈱日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、㈱日本政策金融公庫に提出する。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高限度額は250万円までとする。

償還期限 3年以内

利率 年1.1%

4 被災者に対する職業あっ旋等（産業物資対策部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等（福祉医療対策部）

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安

定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税不服審判所長、税関長、国税局長及び税務署長は、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づく、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収若しくは還付に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長する。

(3) 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の定めるところにしたがって必要な措置をする。

6 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱等

(1) 郵便貯金等の貯金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取り扱う。

(2) 簡易保険の非常取扱

保険証書、印章がなくても本人と確認ができれば、保険金等の即時払を行うほか、保険料の払い込み猶予時間の延伸等を行う。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被災者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害発生時における協力に関する協定（避難所等への臨時郵便差出箱の設置等）

7 公営住宅の建設及び独立行政法人 住宅金融支援機構資金の~~幹~~あつ旋（建築対策部）

災害によって住居が滅失、焼失又は倒壊等をした被災者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失、焼失又は倒壊の被害を受けた住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保（各担当部）

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保及び災害復旧用資材の調達、輸送等に努める。

9 各種生活再建支援に関する制度の周知（各担当部）

被災者の生活再建を早期に実現するため、各種支援制度に関する情報の一覧表や生活再建に関するハンドブックを作成・配布し、制度周知に努める。

第6節 激甚災害の指定

第1項 計画の主旨

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日（法律第151号）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、合わせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

地震発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合に、市長は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

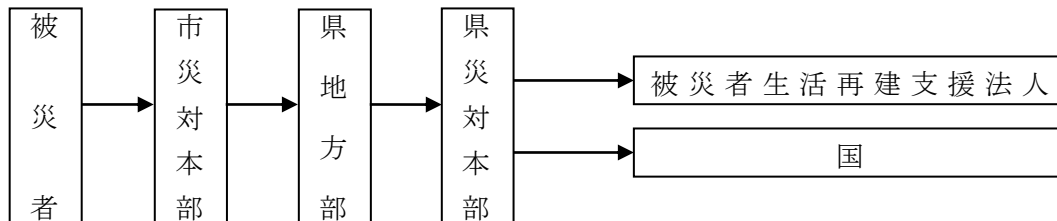
第2項 市が実施する対策（総務管理部、各担当部）

- （1）激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告を行う。
- （2）県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （3）激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努める。

第7節 被災者生活再建支援制度

第1項 計画の主旨

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

市は、被災者支援相談窓口等を市民会館に設置し、関係機関の協力を得ながら被災者に適切な支援を行う。また、被災者が手続きで混乱しないよう、ワンストップ窓口を設置する体制を整える。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における協力に関する協定（被災者向け相談窓口の設置等）、災害発生時における調査及び支援活動に関する協定（被災者向け相談窓口の設置等））

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- （1）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- （2）10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- （3）県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200

第4章 災害復旧・復興計画

生じやむを得ず 解体した世帯, 長 期避難世帯	賃借 (公営住宅以外)	1 0 0	5 0	1 5 0
大規模半壊世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0
	補修	5 0	1 0 0	1 5 0
	賃借 (公営住宅以外)	5 0	5 0	1 0 0
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>1 0 0</u>	<u>1 0 0</u>
	<u>補修</u>	<u>二</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>
	<u>賃借 (公営住宅以外)</u>	<u>二</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯, 半壊又 は敷地に被害が 生じやむを得ず 解体した世帯, 長 期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5
	補修	7 5	7 5	1 5 0
	賃借 (公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2. 5
大規模半壊世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7. 5
	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2. 5
	賃借 (公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>
	<u>補修</u>	<u>二</u>	<u>3 7. 5</u>	<u>3 7. 5</u>
	<u>賃借 (公営住宅以外)</u>	<u>二</u>	<u>1 8. 7 5</u>	<u>1 8. 7 5</u>

3 支援金の支給申請

(1) 申請時の添付書面

- ア 基礎支援金：罹災証明書, 住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入, 賃借等） 等

(2) 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内